

平成 31 年 4 月 1 日

岩手県営運動公園陸上競技場

芝グラウンドにおけるサッカーラグビー等球技利用制限について

- 1 陸上競技場での球技利用は県大会決勝戦以上の試合に限る。(従来基準を継続)
- 2 上記 1 以外の大会利用 (東北大会以上等) については次のとおりとする。(新規追加)

ア 芝グラウンド利用時間は次のとおりとする。

1 日 90 分×2 試合=180 分

1 週 90 分×2 試合×3 日=540 分

(一週とは、利用開始の日から 7 日間とする。)

※1 週間の時間内であれば一日の試合数の増減及び使用日数の増は協議。

※芝地内でのウォームアップ等試合時間以外の立ち入りは基本的に認めない。

※延長戦、PK 等は使用時間延長を考慮する。

※陸上競技走路等へのスパイクシューズでの立入は認めない。

※ゴール内やコーナーキック及び選手入場等の場合は、必ず人工芝マットを設置すること。

※サッカーゴール、コーナーポストの設置及びライン引きは主催者が責任を持って行うこと。専門業者等へ主催者が委託し、設置することを妨げるものではないもの。(運動公園において専門業者を紹介することはできません。)

※フィールド内のラインは水性塗料を使用することとし、ライン用石灰、油性スプレー等は認めない。

※フィールド外側の鉄製のレーンを外した場合は、責任を持って元の場所に戻すこと。

イ 連続で大会が入った場合は、芝刈等の作業が出来ないこと。試合当日の芝刈は時間的に難しいこと。初日と最終日で芝の高さが大きく異なる可能性があることを了承頂くもの。

※複数の団体が連続して使用する場合でも、利用開始の日から 7 日間で 540 分を超える利用はお断りします。